

47. 主要間接税制度の概要

区分	酒税	物品税	砂糖消費税	揮発油税・地方道路税	石油ガス税	入場税	航空機燃料税	石油税	たばこ専売制度
課税物件	酒類	特定物品	砂糖，糖みつ又は糖水	揮発油	自動車用石油ガス	映画，演劇，演芸，音楽，スポーツ，見せ物，競馬，競輪等の入場料金	航空機燃料	原油及び輸入石油製品並びにガス状炭化水素	製造たばこ
納税義務者	製造者又は引取者	第1種の物品……販売業者 第2種の物品……製造者 保税地域から引取られる物品……引取者	製造者又は引取者	製造者又は引取者	充てんする者又は引取者	入場料金を領収する者	航空機の所有者等	採取者又は引取者	
免税措置	輸出用	(1) 輸出用 (2) 特殊用途用	(1) 輸出用 (2) れん乳，粉乳，育児食用等	(1) 輸出用 (2) 灯油 (3) 航空機用 (4) 石油化学製品の製造用 (5) ゴム溶剤用等	(1) 輸出用 (2) 原料用 (3) 熱源用	教育，社会事業に純益を支出する目的で，特定の者が催す興行	国，地方公共団体及び国際線（ただし，国内輸送を行う場合を除く。）	輸入石油製品等のうち (1) 石油化学用等ナフサ (2) 農林漁業用A重油 (3) アンモニア等製造用液化石油ガス	
主な税率	(1) 従量税のもの（1klにつき） 清酒 特級 570,660円 1級 279,500円 2級 107,900円 合成清酒 81,600円 しょうちゅう 甲類(25度)78,600円 乙類(25度)50,900円 みりん 本みりん74,100円 本直し63,500円 ビール 239,100円 果実酒類 果実酒 エキス分7度以上等 159,800円 一定金額超 60,400円 その他49,700円 甘味果実酒 117,300円 ウイスキー類 特級 2,098,100円 1級 1,011,400円 2級 296,200円 スピリッツ類 361,800円 リキュール類 アルコール分15度以上エキス分21度以上 367,000円 その他 117,300円 雑酒 発ぼう酒（麦芽67%以上） 239,100円 粉末酒 381,300円 その他の雑酒（その他） 117,300円 (2) 従価税のもの 清酒特級 移出価格又は引取価格の100分の150 果実酒類 果実酒 〃 100分の 50 甘味果実酒 〃 100分の 50	第1種の物品（小売課税） (1) 小売価格の15% 貴石，半貴石，真珠，これらを用いた製品，貴金属製品，べつこつ製品，さんご製品，しつぼう製品，毛皮製品等 (2) 小売価格の10% じゅうたん，どん帳等の繊維製調度品 第2種の物品（製造課税） (1) 販売価格の30% 普通乗用自動車，大型モーターボート・ヨット，ゴルフ用具，ビリヤード用具，貴金属製の時計，猟銃等 （注）普通乗用自動車には，租税特別措置として23%の税率が適用される。 (2) 販売価格の20% ルームクーラー，大型冷蔵庫（内容積170l超），多燈型照明器具，電気スタンド，大型テレビ（ブラウン管の最大径69cm超），家具類，喫煙用ライター，ハンドバッグ等 (3) 販売価格の18.5% 小型乗用自動車，カークーラー等 (4) 販売価格の15.5% 軽乗用自動車 (5) 販売価格の15% 中型モーターボート・ヨット，ストーブ，電気掛布，湯沸かし器，電気掃除機，全自動電気洗濯機，衣類乾燥機，小型冷蔵庫，扇風機，小型テレビ，ビデオテープレコーダー，ビデオディスクプレーヤー，蓄音機，ステレオ式テープレコーダー，レコード，楽器，写真機，映写機，フィルム等 (6) 販売価格の10.5%	砂糖 第1種 甲類1kgにつき 1円 乙類 " 3円 第2種 " 16円 第3種 { 氷砂糖 " 20円50銭 { 角砂糖 " 25円50銭  糖みつ 第1種1kgにつき 3円50銭 第2種 " 8円50銭 糖水(1kgにつき) 第1種1kgにつき 2円 第2種 " 12円	1klにつき 揮発油税 45,600円 地方道路税 8,200円	1kgにつき 17円50銭	映画 1,500円超 10% 演劇等 3,000円超 10% 競馬等 30円超 10%	1klにつき 26,000円	(1) 原油及び輸入石油製品 移出価格又は引取価格の4.7% (2) ガス状炭化水素 移出価格又は引取価格の1.2%	製造たばこの種類及び等級別の小売定価の合計額に下記に掲げる率を乗じて得た額の合計額から納付した地方たばこ消費税の額を控除した金額を納付する。 (1) 紙巻たばこ 一級品56.5% 二級品55.5% 三級品44.5% (2) 刻みたばこ 31.0% (3) パイプたばこ 50.0% (4) 葉巻たばこ 55.5%

区分	酒税	物品税	砂糖消費税	揮発油税・ 地方道路税	石油ガス税	入場税	航空機燃料税	石油税	たばこ専売制度	
主な税率 (続)	ウイスキー類 ウイスキー特級 移出価格又は引取価格の 100分の150又は100分の220 ウイスキー 1級 # 100分の100 ウイスキー 2級 # 100分の 65 ブランデー特級 移出価格又は引取価格の 100分の150又は100分の220 ブランデー 1級 # 100分の 85 ブランデー 2級 # 100分の 60 スピリッツ # 100分の100 リキュール類 アルコール分 15度以上エキ ス分21度以上 # 100分の100 その他 # 100分の 50	乗用兼用貨物自動車 (7) 販売価格の10% 大型二輪自動車, 小型モーターボート・ヨット, サーフボード, ハングライダー, 全自動以外の電気洗濯機, ラジオ受信機, テープレコーダー(モノラル式), ビデオディスク, 録音・録画用磁気テープ, 幻燈機, せん光球, 時計, 香水等 (8) 販売価格の5.5% 軽乗用兼用貨物自動車 (9) 販売価格の5% 小型二輪自動車, パーソナル無線機, 化粧品, 果実水, 炭酸飲料, コーヒー・ココア等								
納税方法	製造場から移出されるものについては翌月末日までに申告し, 翌々月末日までに納付する。 輸入酒類については保税地域からの引取の時までに申告し, 納付する。	第1種の物品で小売されるものについては翌月末日までに申告し, 納付し, 第2種の物品で製造場から移出されるものについては翌々月末日までに申告し, 納付する。 輸入物品については保税地域からの引取の時までに申告し, 納付する。	製造場から移出されるものについては翌月末日までに申告し, 納付する。 輸入砂糖等については保税地域からの引取の時までに申告し, 納付する。	製造場から移出されるものについては, 翌月末日までに申告し, 納付する。 輸入揮発油については, 保税地域からの引取の時までに申告し, 納付する。	石油ガスの充てん場から移出されるものについては, 翌月末日までに申告し, 翌々月末日までに納付する。 輸入石油ガスについては引取の時までに申告し, 納付する。	翌月末日までに申告し, 納付する。	翌月末日までに申告し, 納付する。	採取場から移出される原油及びガス状炭化水素については, 翌月末日までに申告し, 納付する。 輸入原油及び輸入石油製品並びに輸入ガス状炭化水素については, 引取の時までに申告し, 納付する。 ただし, 国税庁長官の承認を受けた場合には, 翌月末日までに申告し, 納付することができる。	翌年5月31日までに納付する(大蔵大臣は年度内に概算納付を命ずることがある。)	
備考	酒類若しくは酒母等を製造しようとする場合又は酒類の販売業をしようとする場合は所轄税務署長の免許を必要とする。		昭和42年6月1日以降第1種甲類の砂糖は非課税とされている。	税率は昭和54年6月1日から昭和60年3月31日までの暫定税率である。				改正法は, 昭和59年9月1日から実施	昭和58年度及び昭和59年度においては上記納付金に加え, 1本当り34銭を国に納付する。	